

退職資金事業部だより (令和5年9月発行)

～退職資金事業 加入者の皆さまへ～

【もくじ】

○ 退職資金事業加入者説明会の開催について	1
○ 「教職員標準給与一覧表」及び「負担金計算書」について	2
○ 令和4年度退職資金交付状況について	2
○ 「退職金支給報告書」に関するお願い	3
○ 退職資金事業電子手続きのご案内	4
○ 各種事務手続きのご案内	4



退職資金事業加入者説明会の開催について

10月12日(木)に、当財団会議室にて、退職資金事業加入者説明会を開催します。加入者の皆さまへ事務手続きについてのご案内や令和4年度の資産運用状況など、退職資金事業の現状についてご説明いたします。

また、当日は昨年の講演でご好評いただきました仁野 周平 弁護士を講師にお招きし、「退職金についての考え方や退職金制度を巡る諸問題について」をテーマに、学校(園)が関わる退職金の実務について、判例などを挙げながら、分かりやすくご講演いただきます。

ご多忙のこととは存じますが、ぜひご参加ください。

詳細は、別紙の開催案内または当財団ホームページをご覧ください。

なお、お申込みいただいた後に当該説明会が中止となった場合は、ホームページに掲載するとともに、メール・お電話でお知らせします。



「教職員標準給与一覧表」及び「負担金計算書」について

本年度の標準給与基礎届のご提出につきまして、ご協力ありがとうございました。

今回の標準給与基礎届の内容が反映されました「教職員標準給与一覧表」及び「負担金計算書」につきましては、電子手続き校（園）は私学財団ネットからダウンロードいただけます。

また、書面により手続きをされた学校（園）には、8月1日付で書類を郵送いたしました。

これらの書類には、毎月の負担金額や退職資金の算定根拠となる「標準給与月額」が記載されていますので、必ず内容をご確認ください。

なお、今回の書類に記載されている標準給与月額は、令和5年8月から令和6年7月までの期間に適用されます。

適用期間中は、標準給与月額の変更はできませんので、ご注意ください。

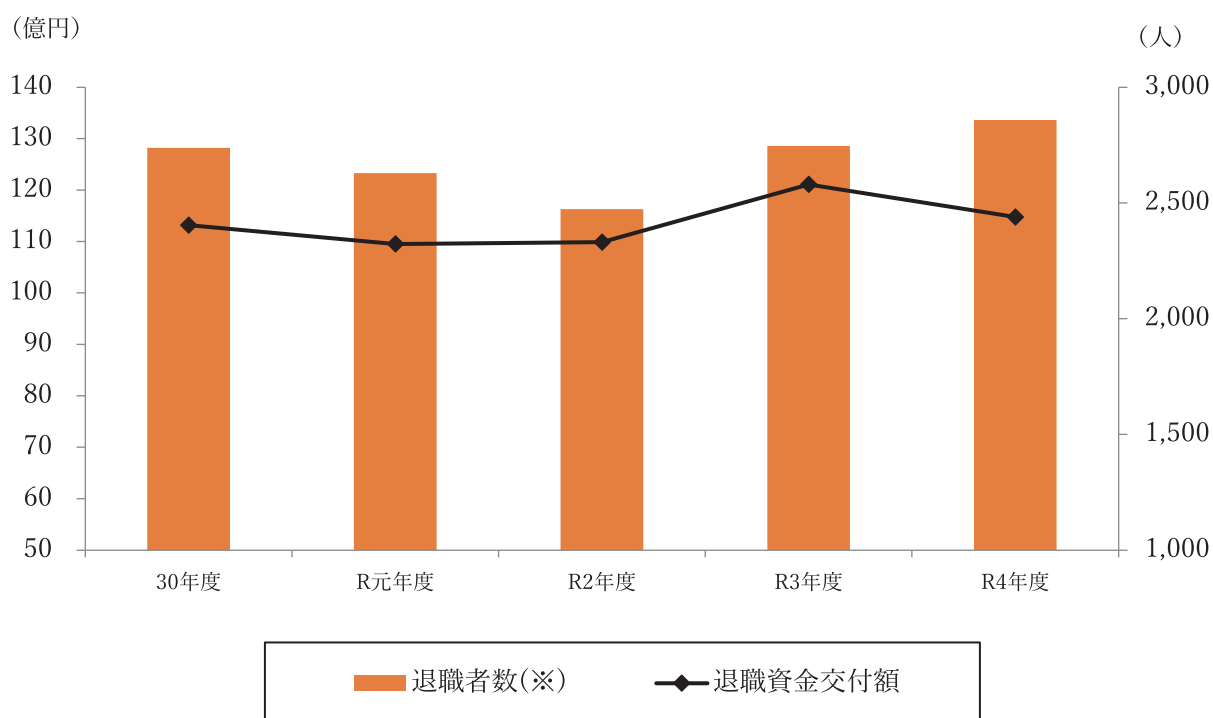


令和4年度退職資金交付状況について

令和4年度は、2,858名の退職者に対する退職資金として、約114億8千万円を学校設置者に対して交付しました。

一人当たりの退職資金平均交付額は、402万円となりました。

● 退職者数及び退職資金交付額の推移



※退職者数は、当該年度に退職資金の交付対象となった教職員数を表しているため、一部、過年度退職の教職員が含まれています。

また、退職資金の交付対象でない退職者は含まれていません。

「退職金支給報告書」に関するお願い

● 添付書類について

原則として、「金融機関への振込記録(写)」

を添付してください。

振込記録がない場合は、退職所得の「源泉徴収票・特別徴収票(写)」の添付や、支給報告書への退職金受領者の署名捺印でも結構です。

なお、退職所得の「源泉徴収票・特別徴収票(写)」を添付する場合は、「退職者本人に交付した『源泉徴収票・特別徴収票』(受給者交付用)の写し(マイナンバーの記載欄がないもの)」を添付してください。

(退職資金事業で、マイナンバーの提出を求めることはありません。)

令和 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を受ける者	住所又は居所						
	令和 年 1月1日の住所						
	氏名	(役職名)					
区	分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	市町村民税	道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分							
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分							
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日	退職年月日			
(摘要)							
支払者	住所(居所)又は所在地						
	氏名又は名称	(電話)					

税務署提出用: 不可

● 退職金額の記入について

(様式第24号)
令和〇〇年 〇月 〇日

退職金支給報告書

公益財団法人東京都私学財団 理事長 殿

法人名 学校法人 私学学園
代表者氏名 理事長 東京 太郎
(個人立の場合は設置者名)

連絡担当者名: 新宿 一郎
電話番号: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

当該教職員の退職金について、下記のとおり報告します。

1	学校コード	1	2	3	4	5	6	7	学校(幼稚園)名	〇〇〇〇高等学校
2	教職員コード	0	0	0	8				退職者名	〇〇 〇〇
3	退職資金交付額 ※ 財団が学校(園)へ交付した額									18,744,181 円
4	退職金額 ※ 学校(園)が退職者へ支給した額									20,000,000 円
5	退職金支給日									令和 〇〇年 〇月 〇日
6	退職金支給の確認 ※ ①から③の何れかの方法によりご提示ください。(該当方法に○)									
	① 金融機関への振込み記録(写)の添付 ※ 振込金受取書など金融機関が証する書類									
	② 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(写)の添付 ※ 退職者へ交付するものの写し									
	③ 退職金受領者の署名捺印									
	※ ご遺族等に退職金を支給する場合は、①の口座名及び③の署名捺印については、「教職員退職届兼退職資金交付請求書」で指定された方となります。									
7	退職資金返納額 ※ 返納となる場合に記載してください。当学校(園)は、交付された退職金(③)より、低い額で退職金を支給した(又は全額を返納しなかった)ため、未支給額(③の差額)を返納します。									返納額 円
備考	婚姻により、東京花子から財団花子へと姓を変更。									所得税 38,287 円を退職金から差し引き。

※ 4 退職金額について
支給に際し所得税等の源泉徴収を行った場合は、税込みの支給額を記載してください。

※ 6 退職金支給の確認について

①「4退職金額」の欄は、学校(園)が退職者に支給した退職金総額を記入してください。退職金総額の内、退職資金(財団が交付した額。)を除いた金額ではありませんのでご注意ください。「4退職金額」は「3退職資金交付額」と同額でも記入が必要です。また、支給に際し、所得税等の源泉徴収を行った場合は、源泉徴収(前)の金額を記入してください。※「0円」と記入した場合、退職金は支給していないことになり、退職資金を全額返還していただく必要があります。※退職金について、その支給に際し振込手数料を控除することは、原則として認められていません。ご注意ください。

②「退職金支給の確認」欄は、該当する事項1つに○を付け、それを証する書類の添付又は退職者の署名、捺印をお願いします。原則として、金融機関の振込記録(写)の添付をお願いします。

③退職資金交付額より退職金額が下回った場合、差額を記入してください。

④源泉徴収に伴い、添付書類に記載された金額と「4退職金額」の額面が異なる場合は、備考欄もしくは別紙に差額理由を記入してください。

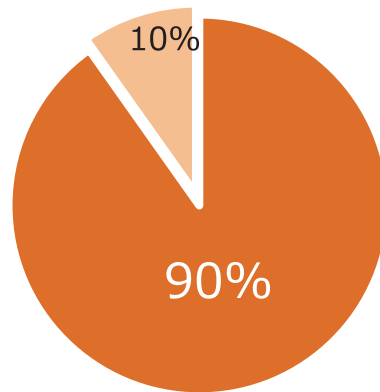
⑤「退職金支給報告書」に印字された退職者氏名と添付書類に記載の氏名や署名捺印の氏名が異なる場合は、「退職金支給報告書」の備考欄に変更理由を記入してください。

書面手続き校(園) 対象 退職資金事業電子手続きのご案内

現在、右の円グラフのとおり、多くの学校(園)が、パソコンから届出等の手続き(電子手続き)をご利用いただいております。

先日、ご提出いただきました「標準給与基礎届」では、電子手続きの場合、教職員情報が既に入力されており、届出に必要な計算もクリックひとつで計算できるなど、紙の手続きよりも、大変便利なものになっておりますので、是非お申込みください。

申込みを希望される場合は、別紙「退職資金事業電子手続き申込書」を当財団までお送りください。



■ 電子手続き校(園)



また、現在、個人情報を除く事務連絡等につきまして、メール配信サービスを行っております。

事務連絡メールアドレスの登録を希望される場合、もしくは、既に登録されたメールアドレスに変更のある場合は、お問合せください。

各種事務手続きのご案内

先月、お送りいたしました「教職員標準給与一覧表」につきまして、記載された教職員の「退職」「休職」「復職」「所属異動」等がないか、必ずご確認ください。

該当する教職員がいた場合は、至急、届け出てください。

次回処理の各種届出は、

電子手続き校(園) ⇒ 9月10日(日)まで

書面手続き校(園) ⇒ 9月8日(金)必着※

※ポスト投函日、消印日ではございません。



毎月10日が当月処理の受付締切です。忘れずにお手続きください。

【発行】〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 11 階

公益財団法人 東京都私学財団 退職資金事業部

電話：03(5206)7924

【URL】<http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

私学財団 退職資金事業

検索

